

千葉県環境影響評価条例の一部改正等について

1. 環境影響評価について

環境影響評価（環境アセスメント）とは、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、事業の実施に伴って生ずる環境への影響について、事前に調査・予測・評価するとともに環境保全措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見も取り入れつつ、環境の保全への適正な配慮を行うための仕組みである。

2. 千葉県環境影響評価条例について

環境影響評価制度を実施するために環境影響評価法が定められているが、より地域の実情にあった制度の運用を行うため、千葉県環境影響評価条例が定められている。

千葉県環境影響評価条例では、環境影響評価法の対象とならない規模・種類の事業に関する環境影響評価手続を定めるほか、委員会への諮問や公聴会の開催など、環境影響評価法の手続に付加する手続を定めている。

対象事業の概念図

法対象事業（13種類）	条例対象事業（7種類）
第1種事業…法アセスを行う規模の事業	法対象事業でなく、県独自に対象としている事業
第2種事業…第1種事業より規模が小さい事業（第1種事業の4分の3以上の規模）で、法アセスが必要かどうか判定を受ける事業	
条例対象事業…第1種事業より規模の小さい事業（第2種事業と同じ規模又はそれ以下の規模）で法アセスの対象とならなかった事業 ⇒第2種事業で法アセス不要と判定された事業は条例対象事業となる	
【対象事業の種類】 道路、河川、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物最終処分場、土地区画整理、宅地造成 等13種類	【対象事業の種類】 ゴルフ場、工場、廃棄物焼却等施設 等7種類

3. 条例の改正理由

環境影響評価法の一部改正（平成23年4月27日公布）により、環境影響評価の手続きが改正されたことを踏まえ、県環境影響評価条例の手続きにおいても法改正と同様の改正を行うとともに、所要の規定整備を行うものである。

4. 条例の改正内容

- (1) 環境影響評価の手続きにおいて事業者が行うべき事項の追加
 - ア 方法書の内容を周知させるための説明会の開催及び要約書の作成
 - イ 方法書、準備書、評価書及びそれらの要約書のインターネットによる公表
- (2) 環境影響評価法の一部改正に伴う規定の整備

法の対象事業について、環境への影響が政令で定める市の区域のみに収まる場合は、当該市長が直接事業者に意見を述べることとされ、知事は必要に応じて意見を述べることとなったことから、知事が意見を述べる際の委員会への諮問の規定等について所要の整備を行う。

5. 施行期日

平成24年7月1日。ただし、4(2)については平成24年4月1日。

法改正の内容及び条例対応のポイント

※色つきは来年度に改正予定

法の改正項目	内 容	条例改正対応の方針
1 対象事業の追加 ・ 交付金事業 (平成 24 年 4 月施行) ・ 風力発電事業 (平成 24 年 10 月施行)	交付金事業を対象事業に追加 風力発電事業を対象事業に追加 (政令で規定)	・ 交付金事業について、改正対応の 必要なし。 ・ 風力発電事業について、条例対象 事業に追加する。(規則で規定) ・ 評価手法等に係る技術指針に風力 発電所の内容を追加する。
2 計画段階配慮書の 手続きの新設 (平成 25 年 4 月施行)	第 1 種事業者に対して配慮書の提 出を義務付け。 第 2 種事業者は配慮書手続きを行 うことができる(任意)。	・ 現行の県要綱等で配慮書について 規定しているため、法の改正と整合 を図る。 ・ 県要綱等については廃止等の整理 を行う。
3 方法書の説明会の 義務化 (平成 24 年 4 月施行)	準備書段階で実施している説明会 を方法書でも義務付け。 提出書類に方法書の要約書を追加。	・ 条例対象事業での方法書説明会の 義務付け。 ・ 提出書類に方法書の要約書を追加。
4 図書の電子縦覧(イ ンターネット利用)の 義務付け (平成 24 年 4 月施行)	事業者に図書(方法書、準備書、評 価書、及びそれらの要約書)の電子 縦覧を義務付け。	・ 条例対象事業の図書(方法書、準 備書、評価書、及びそれらの要約書) の電子縦覧を義務付け。
5 評価項目選定段階 における環境大臣意 見 (平成 24 年 4 月施行)	事業者が主務大臣に技術的助言を 求めた場合、主務大臣の環境大臣へ の意見聴取を義務付け。 →評価書の段階のみであった環境 大臣意見を方法書段階でも可能と した。	・ 改正対応の必要なし。
6 政令で定める市か ら事業者への直接意 見の提出 (平成 24 年 4 月施行)	事業の影響範囲が単独の政令市の 場合、政令市長が事業者に直接意見 を提出できる。	・ 法対象事業に係る規定整備を行う。
7 環境保全措置等の 公表等の手続きの具 体化 (平成 25 年 4 月施行)	事業者に環境保全措置等の実施状 況報告書(事後調査報告書)の提 出・公表を義務づけ	・ 現行の条例で事後調査報告書の提 出を義務付けているため、法の改正 と整合を図る。

千葉県環境影響評価条例の手続きの流れ

《 現 行 の 制 度 》

《 法 改 正 に 伴 う 主 な 改 正 点 》

計画段階配慮書及び事後調査報告書手続は25年度施行
 それ以外の改正は24年7月（一部4月）施行

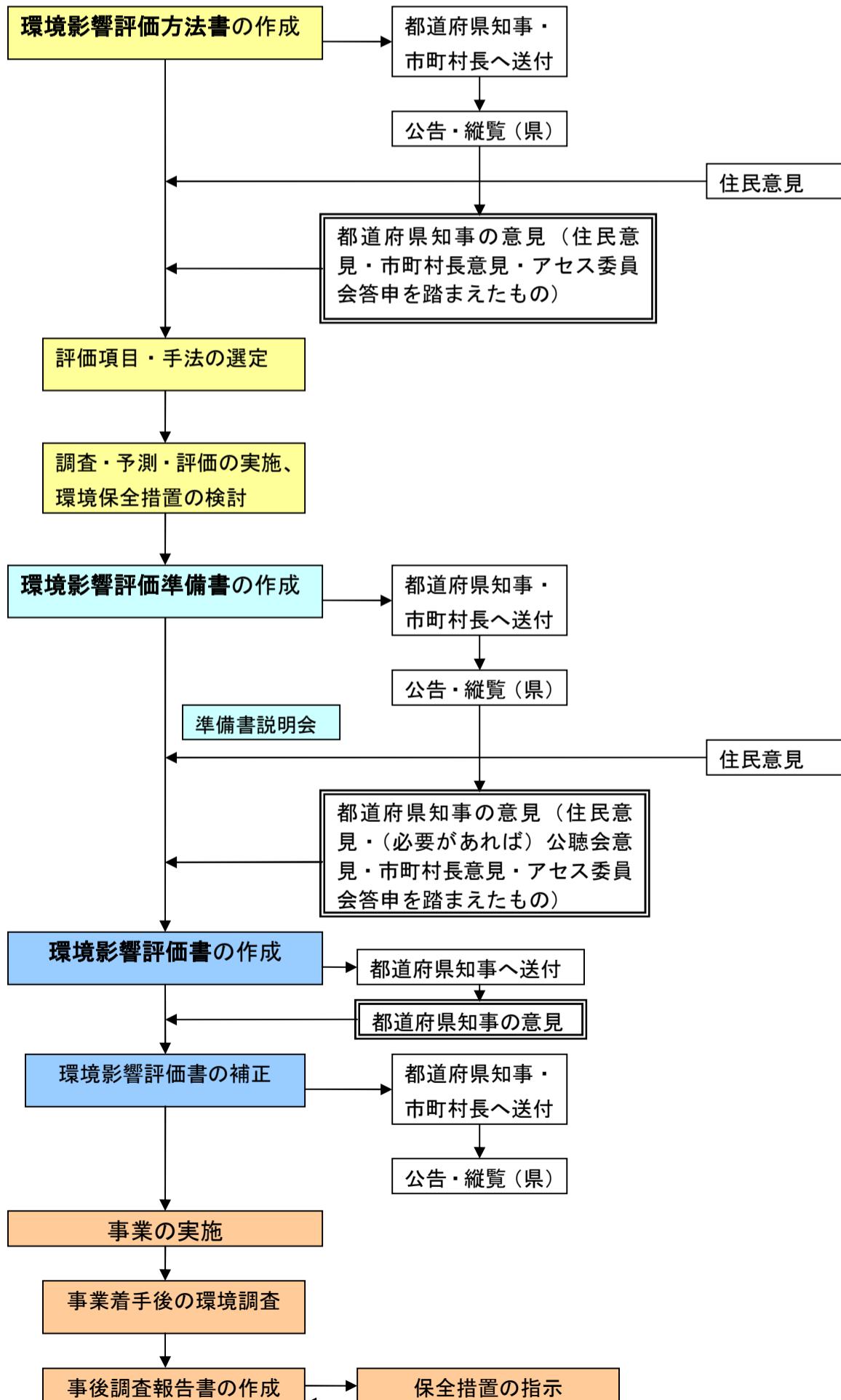
※ 政令改正により風力発電事業を
 法対象事業に追加（24年10月施行）
 ⇒県施行規則で風力発電事業を追加

(事業者) (地方公共団体) (住民)

(計画段階配慮書の手続き)
 千葉県計画段階環境影響評価実施要綱等に基づき、県が
 実施する事業について実施される制度となっている。

計画段階配慮書に関する
 改正（25年度施行）

- 【事業者】**
- ・方法書説明会を実施
 - ・方法書要約書提出
 - ・方法書のインターネット公表



- 【事業者】**
- ・準備書のインターネット公表

- 【事業者】**
- ・評価書のインターネット公表

事後調査報告書に関する
 改正（25年度施行）

環境影響評価法の一部を改正する法律の概要について

1. 改正の趣旨

環境影響評価法（平成9年制定）（以下「法」という。）の施行以降、法に基づく環境影響評価手続の適用実績は着実に積み重ねられ、環境保全に配慮した事業の実施を確保する機能を果たしてきた。法附則第7条では、「政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」こととされている。

法の完全施行から10年を迎え、法の施行を通じて浮かび上がった課題や、生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、地方分権の推進、行政手続のオンライン化等の社会情勢の変化に対応するため、「環境影響評価法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、平成23年4月に成立・公布されたものである。

2. 改正法の概要

(1) 交付金事業を対象事業に追加

補助金を交付金化する取組が進められていることを踏まえ、交付金の交付対象事業についても法対象事業とする。

(2) 計画段階配慮書の手続の新設

事業の早期段階における環境配慮を図るため、第一種事業を実施しようとする者は、事業の位置、規模等を選定するにあたり環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行い、計画段階配慮書を作成することを義務化する。

(3) 方法書における説明会の開催の義務化

法施行後に作成されている方法書の実態として、図書紙数の分量が多く、内容も専門的なものとなっていること等を踏まえ、事業者による方法書段階における説明会の実施を義務化する。

(4) 電子縦覧の義務化

電子化の進展を踏まえ、インターネットの利用等による環境影響評価図書の電子縦覧を義務化する。

(5) 評価項目等の選定段階における環境大臣意見の技術的助言を規定

現行制度において環境大臣意見は評価書の段階でのみ述べられることとなっているが、評価項目等の選定段階においても、環境大臣が主務大臣に対し技術的見地から意見を述べるができるものとする。

(6) 政令で定める市から事業者への直接の意見提出

現行制度においては都道府県知事が関係市町村長の意見を集約したうえで事業者に対して意見を述べる仕組みとなっている。地方分権の進展等を踏まえ、事業の影響が単独の政令で定める市の区域内のみに収まると考えられる場合は、当該市の長から直接事業者に対して意見を述べるものとする。

(7) 環境保全措置等の公表等の手続の具体化

事業着手後の環境保全措置等の実施状況を明らかにすることは、環境影響評価後の環境配慮の充実に資するものであることから、評価書の公告を行った事業者に対して、環境保全措置等の実施状況についての公表等を義務化する。

3. 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、2. (1) 及び (3) から (6) については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。